

高台集会所運営規則

(目的)

第1条 この規則は、高台集会所（以下「集会所」という。）の管理・運営及び利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 集会所は、高台地区に在住する住民（以下「地区住民」という。）のための各種団体活動の健全な発展と円滑な運営並びに地区住民の連帯意識とコミュニケーション意識の醸成を図ることを目的として利用するものとする。

(運営組織)

第2条 集会所の管理・運営は、以下で組織する集会所管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行う。

2 運営委員会は、高台自治会（以下「自治会」という。）と高台子供会（以下「子供会」という。）において選出した委員（以下「運営委員」という。）により構成するものとする。

ただし、自治会未加入の地区住民については、自治会への申し出により運営委員に就くことができるものとする。

3 運営委員の任期は、自治会及び子供会の各役員任期に準ずるものとする。

4 集会所の管理責任者は、運営委員会の委員長（以下「委員長」という。）とし、自治会長がその任に当たるものとする。

(利用時間)

第3条 集会所の利用時間は、午前9時から午後10時までとする

(利用申込)

第4条 集会所を利用する場合は、集会所利用許可申請書（別記様式）に記入し、利用者の所属する地区担当常任委員（以下「最寄委員」という。）に規定の利用料を添えて申し込み、許可を受けなければならない。

2 集会所の利用申込みを受けた最寄委員は、利用日時・利用目的・利用者等の申込内容を検討の上、利用許可を与えるものとする。

3 最寄委員は、前項により申込内容に疑問が生じた場合は、委員長と相談の上、利用条件を付して許可を与えることができるものとする。

(目的外利用の禁止)

第5条 集会所の目的が、次の各号の一に該当し、または該当する恐れがある場合には、集会所は利用できないものとする。

(1) 集会所の目的または公序良俗に反し、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合

(2) 特定の政治目的を有する場合、または特定の政党の利害に関するものと認められる場合。ただし、公職選挙法による選挙期間中の個人演説会は、この限りではない。

(3) 特定の宗教を支持し、または特定の教派若しくは教団を支援すると認められる場合

(4) もっぱら営利を目的として、または特定の営利事業を援助するために利用するものと認められる場合

(5) その他、管理運営上支障があると認められる場合

2 前項に該当する行為があった場合には、許可後であっても利用を停止することができるものとする。

(利用者の優先順位)

第6条 集会所利用の優先順位は、次のとおりとする。

1位 地区住民が不慮の災害を受け、一時的な避難措置として利用する場合

2位 地区住民が葬儀として利用する場合

3位 自治会及び子供会が主催する行事として利用する場合

4位 公共・公益団体が主催する緊急的な行事として利用する場合

2 既に許可を受けた場合であっても、委員長が必要と認めた行事が同じ日程に入った場合には、許可した分を変更または取り消すことができるものとする。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用する前と利用した後は、必ず利用申込み先の最寄委員に声をかけ鍵の受け渡しを行うこと

(2) 施設及び備品は丁寧に取り扱い、利用終了後は、備品を所定の位置に整理整頓し、清掃・戸締りを確実に行うこと。また、利用に際し、施設または備品に不具合が発見された場合には、最寄委員に報告すること

(3) 備品の館外無断持ち出しをしないこと

(4) 調理室を利用する場合には、火気の取り扱いには十分に注意し、利用後は、ガスの元栓を締めるなど忘れないで後始末を忘れないこと

(5) 館内は禁煙を守ること

(6) 館外及び館内の他の室に影響がないように、発生音に十分気をつけること。音響装置を利用する場合やそれ以外でも影響があると思われる時は、全ての窓・扉を閉めるなどの措置を講じること

(7) ペットを連れて館内へ入場しないこと

(8) 自動車・バイク（50cc超）により来館しないこと。なお、集会所周辺は、全面駐車禁止であり、自転車等による来館に際しては、敷地内に駐輪すること

(9) 18歳未満の未成年者の利用に際しては、成人の保護者が同伴すること

(10) 利用時に生じたゴミ類は、利用者が持ち帰ること

(11) 利用に当たっては、運営委員の指示に従うこと

(利用者の賠償責任)

第8条 利用者の過失により、集会所の施設または備品を破損・亡失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、運営委員会で審議・決定し、地区住民に周知徹底を図るものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めない管理・運営及び利用に関する詳細な事項については、別に高台集会所運営細則により定める。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

高台集会所運営細則

(目的)

第1条 この細則は、高台集会所運営規則第10条に定める集会所の管理・運営及び利用に必要な具体的取扱事項を定めることを目的とする。

(利用料)

第2条 集会所の利用料は、次のとおりとする。

利用室	区分	9:00~13:00	13~17:00	17~21:00	空調機利用
1室	①	1,000	1,000	1,000	500
	②	2,000	2,000	2,000	
2室以上	①	2,000	2,000	2,000	1,000
	②	4,000	4,000	4,000	
調理室	① ②	1,000	1,000	1,000	無 償

※空調機利用は、季節に拘わらず利用する場合に適用する。

(利用者区分)

第3条 前条による利用者の区分は、次のとおりとする。

- ① 自治会・子供会が後援・協力・協賛する会議及び行事または半数以上が地区住民で構成する文化・教養・体育等のサークル活動
- ② 上記以外の団体または個人の利用

(利用料の減免)

第4条 利用の目的が次に該当する場合には、利用料が免除または減額されるものとする。

(1) 次の各号の一に該当する場合には、利用料が免除されるものとする。

- ① 自治会・子供会が主催する会議及び行事
- ② 「長岡京市地域集会所に関する補助金等の交付規則」に定められる長岡京市およびその公益団体が主催する会議及び行事
- ③ 地域住民が不慮の災害を受け、一時的な避難措置として利用する場合

(2) 次の各号の一に該当する場合には、利用料が減額されるものとする。

- ① 構成員の半分以上が、障害者で構成されている団体の行事
- ② 構成員の半分以上が、70歳以上の地区住民で構成されている団体の行事
- ③ 地区住民が葬儀として利用する場合

(3) 前項により減額を受ける場合は、事前に減額団体として運営委員会に届け出て登録することにより、利用料を50%減額されるものとする。

(4) 第2項第3号が適用される場合は、通夜・告別式の全館利用を1葬儀として、一律50,000円とする。

(利用料の返還)

第5条 利用料は申込み時点で発生し、納付された利用料は原則として返還しないものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全額または一部を返還することができるものとする。

- ① 利用者の責によらない事由により利用ができなくなった場合
- ② 規則第6条第2項により、委員長が必要と認める会議等止むを得ない行事が重複した場合において利用を取り消した場合
- ③ 利用前日までに使用許可の取消しの申し出を受け、委員長が相当の事由があると認めた場合

(定期清掃の実施)

第6条 集会所の定期清掃・点検は、2つのブロック毎の地区住民の持ち回りにより毎月1回実施するものとする。

2 集会所の大掃除は、地区住民全員により毎年2回実施するものとし、実施日・実施内容などの具体的な実施要領については、運営委員会で決定するものとする。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、運営委員会で審議・決定し、地区住民に周知徹底を図るものとする。

附 則

この細則は、平成17年8月1日から施行する。

【暫定取扱】

高台集会所（通称：さくら会館）の利用率向上のため、当分の間、高台住民のサークル活動等の利用に関し、利用料は1回500円（含エアコン代）均一とする。

附 則

この暫定取扱は、平成22年4月1日から施行する。